

第3期登別市障がい福祉計画

平成24年度～平成26年度

(素案)

障がい者”輝き”プラン21

～心のかよいあう、

あたたかい

まちづくり～

北海道登別市

目 次

I 計画の位置づけ・期間	1
II 平成26年度の目標値の設定	2
III 計画の期間及び見直しの時期	3
IV 計画の達成状況の点検及び評価	3

分野別施策の目標量と確保のための方策

第1章 障がい者への理解と福祉のまちづくりの推進

1. 障がい者への理解と福祉のまちづくりの推進	4
2. ユニバーサルデザインの普及啓発	4

第2章 生活支援の充実

1. 生活支援体制の整備	5
2. 在宅支援の充実	7
3. 施設による支援の充実	11
4. ボランティアの育成と活動の充実	13

第3章 保健・医療の充実

1. 障がいの原因となる疾病等の予防	14
2. 障がいの早期発見・早期治療	14
3. 保健・医療の充実	14
4. 難病施策の充実	14

第4章 療育・教育の充実

1. 療育・幼児教育の充実	15
2. 教育施策の充実	16
3. 福祉教育の充実	16

第5章 就労支援の充実

1. 雇用の促進	17
2. 就労支援の充実	17

第6章 社会参加の促進

1. 社会参加の促進	19
2. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	19

第7章 生活環境の整備	
1. 障がい者等にやさしいまちづくりの推進	20
2. 住宅・生活環境の整備	20
3. 道路・公園施設の整備	21
4. 移動・交通安全対策の充実	21
5. 防災・安全対策の充実	22
第8章 情報提供の充実	
1. 情報提供の充実	23
資料	
1. 障がい福祉サービスの種類・内容	24
2. サービスの利用状況	26

I 計画の位置づけ・期間

この計画は、平成17年度に策定された登別市障害者福祉計画及び障害者自立支援法第88条に基づき、障がい者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次に掲げる「基本的考え方」に基づいて平成26年度の目標値を設定し、その目標値を達成するために必要な平成24年度から平成26年度までの3年間における障がい福祉サービス量等の必要見込量と、その見込量を確保するための方策及び障がい者等の地域生活を支援する施策を定めて、本市におけるサービス提供体制等の計画的な整備を図ろうとするものです。

なお、本計画は、計画期間中に障害者自立支援法に代わる新たな法律が制定された場合に計画の見直しが必要となる可能性があることから、計画策定の基本的な考え方は、第2期計画（平成21年度から平成23年度まで）の考え方を継承します。

【基本的考え方】

- 1 地域における自立支援の充実
- 2 三障がい共通の支援体制の充実
- 3 お互いを尊重し合えるまちづくり

■ 第3期障がい福祉計画に定める事項

- 平成26年度の目標値
- 各年度における障がい福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込量の確保のための方策
- 地域生活支援事業の実施に関する事
- 登別市障害者福祉計画に基づく施策に関する事
- 計画の期間及び見直しの時期
- 計画の達成状況の点検及び評価

II 平成26年度の目標値の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

事 項	基本目標値	備 考
現入所者数 (A)	133人	平成17年10月1日現在入所者数です。
目標年度入所者数 (B)	72人	平成26年度末の利用人員見込です。
削減見込数 (A-B)	61人	平成17年度からの減少見込数です。
地域生活移行目標値	64人	平成26年度末までに施設からグループホーム等の地域生活に移行する人の目標数です。

2 福祉施設から一般就労への移行

事 項	基本目標値	備 考
年間一般就労移行者数	0人	平成17年度中の福祉施設を退所し、一般就労した者の数です。
平成26年度末までの一般就労移行目標数	7人	平成26年度までに福祉施設を退所し、一般就労に移行を目指す数です。

※ 年2～3名程度を、福祉施設から一般就労へ移行させるものです。

3 就労移行支援事業の利用者数

事 項	基本目標値	備 考
目標年度の福祉施設利用者数	400人	平成26年度末の福祉施設を利用者数です。
目標年度における就労移行支援の利用者数	20人 (5%)	平成26年度末の就労移行支援の利用者数です。

4 就労継続支援 (A型) 事業の利用者数

事 項	基本目標値	備 考
目標年度の就労継続支援 (A型) 及び (B型) の利用者	218人	平成26年度末の就労継続支援 (A型) 及び (B型) の利用者数です。
目標年度の就労継続支援 (A型) の利用者数	33人 (15%)	平成26年度末の就労継続支援 (A型) の利用者数です。

Ⅲ 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度の3年間です。

計画は、平成26年度を目標年度とし、障がい者の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障がい福祉サービス等の必要見込量についても、平成24年度から平成26年度までの年度ごとに設定します。

また、本計画期間の途中で、障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定や、現在登別市で策定作業を行っている「登別市福祉のまちづくり条例」、「登別市地域福祉計画」、平成25年度策定予定の「登別市障害者福祉計画」等との関連から計画期間中の見直しも検討します。

Ⅳ 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

分野別施策の目標量と確保のための方策

第1章 障がい者への理解と福祉のまちづくりの推進

1 障がい者への理解と福祉のまちづくりの推進

障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がい者の人格と個性が尊重され、地域の中で自立した生活ができるまちづくりを推進するため、障がいのある人もない人も全ての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。

(1) 障がい者への理解の促進を図るため、市民に対する正しい知識の啓発普及を行います。

- ・「広報のぼりべつ」「社会福祉協議会だより」「福祉マップ」等による啓発
- ・心の障壁の除去（ハートバリアフリー）を目指す啓発活動の推進

(2) 登別市福祉のまちづくり条例の制定及び登別市地域福祉計画を策定し、福祉のまちづくりに努めます。

(3) 障がい者への理解を深めるために行う事業を障がい団体や関係機関と連携して継続的に実施します。

- ・ふれあいフェステバルの実施
- ・文化作品展の実施
- ・障害者週間記念事業の実施

2 ユニバーサルデザインの普及啓発

「できるだけ多くの人が利用可能な製品、建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方と製品などを普及するため、民間事業者や市民への啓発に努めます。

- ・市内事業者への啓発

第2章 生活支援の充実

1 生活支援体制の整備

障がい者の地域で自立した生活を支える体制の整備を図るため、サービスの適切な利用を支える相談支援体制と地域福祉推進体制の充実に努めます。

(1) 相談支援体制と事業見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
計画相談支援	人/月	19	30	57
地域移行支援	人/月	26	26	26
地域定着支援	人/月	29	29	29

◇ 相談支援体制と事業内容

○ 計画相談支援

適切なサービスを提供するため、障害者自立支援法の改正により、平成24年度から段階的に障がい福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象としてサービス利用計画を作成することとなるため、一定の質を確保しつつ、相談支援体制の量的拡大を図ります。

○ 地域移行支援

福祉施設入所者や、入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する相談、援助などを行います。

○ 地域定着支援

地域で単身生活している障がい者等の常時の連絡体制を構築し、緊急連絡や相談対応等を行います。

(2) 地域福祉推進体制の構築

市内の各地域において、障がい者や家族を支援する体制の充実のため、市、社会福祉協議会、民間福祉事業者、ボランティア団体や地域住民等が連携しながら、それぞれの役割を分担し、地域で障がい者の生活を支えることができる地域福祉推進体制の構築に努めます。

○ 身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置

身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的に、身体障害者相談員と知的障害者相談員を設置します。

○ ふれあい福祉センター

障がい者等の福祉や生活の困りごとの相談に応じ、制度等では対応できない課題について、専門機関や住民組織、ボランティア等の協働により具体的な解決に向けての支援に努めます。

○ 小地域ネットワーク活動の推進

地域の福祉を支える基盤である町内会を中心に、地域住民が参加協力し、見守り・助け合い・支え合いながら、障がい者等が安心して暮らせる小地域ネットワーク活動の推進に努めます。

○ ボランティアセンター事業の充実

地域、学校、企業において、障がい者への理解と関心を深めるため、研修会の実施や体験の機会を提供し、ボランティア活動参加者の養成を図るとともに、ボランティア活動参加者の連携とコーディネート機能の充実に努めます。

○ 共生型施設の活用

障がいの有無や年齢などの枠を超えた地域住民の交流の場として整備された共生型施設を有効活用し、地域コミュニティの再生や、障がい者と地域住民の相互理解の促進に努めます。

○ 障がい者の虐待防止

障がい者に対する虐待を防止するため、登別市に窓口を設置し、地域自立支援協議会の活用や、関係部署や地域の関係機関との連携を図り対応します。また、虐待発生時の対応や再発防止のため、障がい者虐待防止マニュアルの作成を進めます。

2 在宅支援の充実

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、在宅支援の充実に努めます。

(1) 訪問系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護	時間/月	1, 101	1, 136	1, 154
	利用者数	80	82	83
	事業所数	5	5	5
重度訪問介護	時間/月	312	312	312
	利用者数	1	1	1
	事業所数	5	5	5
行動援護	時間/月	22	22	22
	利用者数	1	1	1
	事業所数	1	1	1
同行援護	時間/月	91	104	104
	利用者数	14	16	16
	事業所数	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	事業所数	—	—	—

注) 事業所数は市内事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

利用者の増加等、平成23年度までのサービス利用者の伸びから平成26年度までのサービス見込量を設定しました。

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要となりますので、今後も提供体制の整備に努めます。特に、精神障がい者、知的障がい者に対する訪問系サービスについては、身体障がい分野に比べ、サービス提供事業者が少ない現状にあり、また、重度障害者等包括支援提供事業者がない現状となっています。そのため、身体障がい者又は高齢者への訪問系サービスを実施している事業者等との協議を重ね、より多様で多くのサービス提供できる事業者の参画が図れるよう努めます。

(2) 地域生活支援事業の種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
	開催回数	4	4	4
住宅入居等支援事業	実人/月	4	4	4
	事業所数	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	1	1	1
コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣事業)	人/月	4	4	4
	事業所数	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1, 279	1, 303	1, 327
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	25	25	25
在宅療護等支援用具	件/年	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	1, 226	1, 250	1, 274
居宅生活動作補助用具	件/年	4	4	4
移動支援事業	実人/月	20	22	25
	延時間/年	440	484	550
	事業所数	4	4	4
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	実人/月	56	58	60
	1日平均利用者数	17	18	18
日中一時支援事業	実人/年	18	25	25
	事業所数	1	2	2
訪問入浴サービス事業	実人/月	2	2	2
	事業所数	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業	件/年	4	4	4

注) 事業所数は、利用が見込まれる事業所数を掲載しています。

◇ 見込量確保のための方策

平成23年度までのサービス利用状況から平成26年度までのサービス見込量を設定しました。

地域生活支援事業は、障がいのある人がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスでは不足する部分について、特に利用者の要望が高い事業を中心に必要なサービス提供体制の整備に努めます。

◇ 事業の種類ごとの実施内容

事業名	実施内容
障害者相談支援事業	<p>障がい者等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整などの支援を行うとともに、虐待の防止および早期発見のための関係機関との調整、障がい者等の権利擁護のために必要な相談支援を行います。</p> <p>今後は、相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置を検討します。</p>
地域自立支援協議会	<p>地域の関係者で構成し、個別の相談支援の事例等で明らかになった地域課題を共有し、その課題解決にむけた協議を行います。</p> <p>また、課題別に専門部会を設置し、支援体制の構築に努めます。</p>
住宅入居等支援事業	<p>知的障がい・精神障がいのある人で賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。</p>
成年後見制度利用支援事業	<p>判断能力が不十分と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に係る支援を行います。</p>
コミュニケーション支援事業	<p>聴覚、音声言語機能障害のために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等の意思疎通の円滑化を図るために、手話通訳者の設置と手話通訳者等を派遣する事業を行います。</p>

事業名	実施内容
日常生活用具 給付等事業	重度障がい者（児）に対し、次の用具の給付等を行います。
介護・訓練 支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
自立生活 支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療護等 支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通 支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理 支援用具	ストマ用装具などの、障がい者（児）の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作 補助用具	障がい者（児）の居宅生活動作を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）について、外出のための個別的支援及びグループ支援を行います。
地域活動 支援センター	障がい者等を通わせ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与する事業を実施し、障がい者等の地域生活を支援します。
基礎的事業	利用者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などの基礎的な支援を行います。
機能強化事業	雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練や社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場の確保と、障がい者等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かり支援を行うとともに、保護者等が日中いないことにより、特別支援学校等の放課後及び夏休み等の長期休暇中の障がい児を預かり、保護者等の就労支援等を行います。
訪問入浴 サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する事業を行います。
自動車運転免許・ 改造助成事業	障がい者の地域生活を支援するため、自動車運転免許証の取得に関する費用の一部又は自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

3 施設による支援の充実

障がいに応じた施設整備を、既存施設の活用等を視野に入れながら、市や関係団体等と連携し充実に努めます。

(1) 日中活動系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
日中活動系サービス全体の見込量	実人/月	312	394	411
	延人/月	6,730	8,466	8,840
	事業所数	17(0)	17(0)	18(1)
生活介護	実人/月	134	144	155
	延人/月	2,948	3,168	3,410
	事業所数	17(0)	17(0)	18(1)
自立訓練(機能訓練)	実人/月	0	0	0
	延人/月	0	0	0
	事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
自立訓練(生活訓練)	実人/月	0	5	7
	延人/月	0	110	154
	事業所数	0(0)	1(1)	1(1)
就労移行支援	実人/月	11	19	20
	延人/月	242	418	440
	事業所数	4(2)	5(3)	5(3)
就労継続支援(A型)	実人/月	27	30	33
	延人/月	594	660	726
	事業所数	2(1)	2(1)	2(1)
就労継続支援(B型)	実人/月	133	185	185
	延人/月	2,926	4,070	4,070
	事業所数	14(3)	15(4)	15(4)
療養介護	実人/月	3	3	3
	事業所数	0(0)	0(0)	0(0)
短期入所	実人/月	4	8	8
	延人/月	20	40	40
	事業所数	11(0)	12(1)	12(1)

注) 日中活動系サービス全体の見込量は、生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援及び就労継続支援(A型、B型)の1月当りの利用者延べ数の合計です。

注) 事業所数は近隣市町(室蘭市・伊達市・白老町・登別市)に所在する事業所数を掲載しています。(事業所数のカッコ内は登別市内の事業所数です。)

◇ 見込量確保のための方策

日中活動系のサービス利用については、利用者の状況に応じて居住系サービスと組み合わせて必要なサービスを選択することができるようになり、多様なサービス需要への対応が必要となってきます。

サービス提供体制については、サービス提供事業者が利用者の意向などを踏まえながら展開することになりますので、サービス需要の動向の把握に努めます。

特に、生活介護と療養介護サービスを提供する事業者は、市内に無いことから、民間活力による施設の整備に努めます。

(2) 居住系サービスの種類ごとの必要見込量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助・ 共同生活介護 (グループホーム・ケアホーム)	実人/月	95	103	115
	市内の人/月	19	22	29
	市内の箇所	7	8	11
	市内指定事業所数	4	5	7
施設入所支援	実人/月	76	74	72

注) 市内の人/月及び市内の箇所欄については、市内の整備見込量を再掲したものです。

◇ 必要見込サービス提供体制の確保策

障がい者の地域生活への移行を進めるためには、共同生活援助及び共同生活介護事業の計画的な推進が必要となりますので、今後の地域移行の状況を把握し、適切なサービス量を見込んでいきます。

特に、共同生活援助及び共同生活介護を提供する事業者は、市内に少ない現状にありますので、関係団体と連携しながら既存建物の活用を視野に入れ、民間活力による居住場所の確保に努めます。

4 ボランティアの育成と活動の充実

地域福祉の担い手である市民による自主的・主体的なボランティア活動が、障がい者の自立を支えていることを踏まえ、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動等の推進や育成、ネットワークづくり、情報の提供、小地域ネットワーク活動を支援し、市民が主体的に参加できる環境づくりに努めます。

(1) ボランティアの育成に関する目標量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
ボランティア活動支援事業	団体	1	1	1
奉仕員養成研修事業	人/年	3	3	3
スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	人/年	2	2	2

◇ 事業の種類ごとの実施に関する考え方

事業名	実施に関する考え方
ボランティア活動支援事業	精神障がい者のボランティア活動等に要する経費の一部を助成し、精神障がい者の社会参加を図ります。
奉仕員養成研修事業	手話通訳者及び要約筆記者の養成研修会参加経費の一部を助成し、手話通訳者及び要約筆記者の育成に努めます。
スポーツ・レクリエーション指導員養成事業	障がいスポーツ・レクリエーション指導員養成研修会参加経費の一部を助成し、指導員の養成に努めます。

第3章 保健・医療の充実

1 障がいの原因となる疾病等の予防

健康診査、健康相談、保健指導、健康意識の啓発に努めるとともに、「健康のぼりべつ21」に基づく健康づくりの推進に努めます。

(1) 疾病等の予防及び早期発見

特定検診や各種がん検診の受診率向上と保健指導の充実に努め、「健康のぼりべつ21」に基づく健康診査や健康づくり事業の推進、胆振総合振興局と連携した保健事業の周知に努めます。

2 障がいの早期発見・早期治療

障がいを早期に発見し、適切な治療を行うことにより、障がいの軽減や重度化を防ぐことが可能となりますので、障がいや疾病の早期発見・早期治療のため、各種健康診査・検診を勧奨し、事後指導の充実に努めます。

(1) 障がいの早期発見

乳幼児期の障がいの発生と疾病予防のため、母子保健法による各種健診を実施し、それぞれの健診の受診率100%を目指すとともに、子ども発達支援センター等と連携し健康相談体制を充実させ、障がい児の早期発見、各種相談、情報提供、早期治療、事後指導の充実に努めます。

なお、未受診者には、電話及び訪問等により健診等の勧奨や相談等を行い、未受診者のフォローに努めます。

3 保健・医療の充実

障がい者の機能低下を防ぐため、機能回復訓練の利用を促進するとともに、在宅支援のための医療サービスの推進や医療費の公費負担制度の周知に努めます。

(1) 医療費等に関する制度の周知

自立支援医療、進行性筋萎縮症者療養等給付事業の給付制度及び重度心身障害者医療費助成制度等の周知に努めます。

(2) 機能訓練等の利用の促進

在宅療養者の身体機能の維持向上を図るため、医療機関及び各関係機関、施設等と連携し、機能回復訓練の利用を促進します。

4 難病施策の充実

胆振総合振興局と連携し、難病患者やその家族に対し必要な情報を提供するとともに、在宅福祉サービスの提供に努めます。

第4章 療育・教育の充実

1 療育・幼児教育の充実

障がい児一人ひとりの特性に応じた効果的な療育に努めるため、関係機関との連携を密にして、相談体制、療育施設及び専門職員の充実に努めます。

(1) 障がい児地域療育推進協議会の充実

障がい児の早期発見、早期療育等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、障がい児地域療育推進会議を開催し、当該会議に、専門的分野を検討するための担当者連絡会議を設置するなどして、療育体制の充実に努めます。

(2) 障がい児の療育の目標量

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
専門支援確保事業 (巡回相談)	回/年	12	12	12
	実人/年	36	36	36

◇ 目標量確保のための方策

障がい児の療育体制を充実させるため、関係機関の協力のもと発達支援専門員や言語療法士を保育所や幼稚園等に派遣し、障がい児や家族等の指導相談、療育関係職員の指導相談を充実させます。

〈参考：旧児童デイサービスの必要見込量〉

事業名	単位	H24年度	H25年度	H26年度
児童発達支援・ 放課後等デイサービス	実人/月	111	133	159
	延人/月	277	305	318

のぞみ園において、児童の日常生活における基本的な動作の指導や機能訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

(3) 言語障害通級指導教室における指導の充実

幼児・児童のことばの遅れ等に対する指導の充実に努めます。

2 教育施策の充実

障がいのある児童生徒に最も適した教育が受けられるよう特別支援教育の充実を図るとともに、相談・指導体制及び施設等の整備に努めます。

(1) 特別支援教育の充実

一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るため、各学校に校内委員会を設置するとともに、保護者への相談窓口、担任教諭への支援、校内委員会の運営や推進などをすすめる特別支援教育コーディネーターを指名し、校内体制の整備と教育相談の充実に努めます。

また、室蘭養護学校・室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制整備に努めます。

3 福祉教育の充実

障がいのある児童生徒と、ない児童生徒が日常的な交流や共同体験を通じてお互いの理解を深め、共に豊かな人間性を高めるよう福祉教育を推進します。

(1) 福祉教育の推進

障がい者自らの出前講座などにより児童生徒の福祉教育に努めます。

(2) 体験学習によるボランティアの実践

子どもの頃からの地域の福祉活動への参加や福祉施設への訪問などを通して、ボランティア活動の機会の拡充に努めます。

(3) 学校教育における福祉教育の充実

生命を大切にする心や、思いやりの心などの倫理観や、規範意識、社会性の育成に努めるとともに障がいや障がい者に対する正しい認識や理解を育みます。

第5章 就労支援の充実

1 雇用の促進

障がい者の適性と能力に応じた雇用を促進するため、啓発活動を推進するとともに各種助成制度等の周知に努めます。また、事業主の理解と協力のもと就労訓練の場の確保に努めます。

(1) 障がい者就労支援企業認証制度等の周知・啓発

北海道障がい者条例に基づく「障がい者就労支援企業認証制度」及び北海道就労支援プログラム「アクション」登録制度の周知・啓発に努めます。

- ・市内事業主へ市広報やホームページによる周知・啓発

(2) ハローワークむろらんと連携

ハローワークむろらんの主催する障がい者雇用に関する事業に協力するとともに、各種助成制度等の周知に努めます。

- ・障がい者ふれあい就職面接会の開催

(3) 啓発活動の推進

障がい者の雇用について、ハローワークむろらんや関係機関と連携を図りながら、事業主に対し障がい者雇用の啓発活動を行い、一層の理解と協力が得られるよう努めます。

- ・障がい者雇用に関するセミナーの開催

(4) 北海道障害者職業能力開発校の周知・啓発

障がいのある方々に対し、障害者職業能力開発校の周知とその利用の啓発に努めます。

- ・市広報による周知・啓発

(5) 就労訓練の場の提供

事業主の理解と協力のもと、職場実習等の場の確保に努めます。

- ・障がい者雇用に関するセミナーの開催（再掲）

2 就労支援の充実

障がい者が就労の機会を得ることができるよう、各種助成制度や貸付制度の周知、就労相談支援の充実に努めます。

- (1) 地域自立支援協議会にハローワークむろらんをはじめ、就労支援施設の職員や相談支援事業者等で構成する就労支援部会を設置し、障がい者の就労について支援のあり方について検討し、支援体制の構築に努めます。

(2) 就労相談の実施

障がい者本人及びご家族の方からの就労に係る様々な相談や、事業主の障がい者雇用についての相談について窓口を開設し、障がい者の就労支援を推進します。

(3) 障がい者自動車運転免許取得費補助

障がい者が、自立更生のため自動車運転免許を取得する費用の一部を助成します。

(4) 重度身体障がい者自動車改造費補助

重度の肢体不自由児者が社会参加のため、自動車を改造する場合に、その費用の一部を助成します。

(5) 生活福祉資金

北海道社会福祉協議会では、障がい者に対して生業費、技能習得費、自動車運転免許取得費、自動車の購入費の貸付を行います。

第6章 社会参加の促進

1 社会参加の促進

障がい者団体と連携を図りながら自主的な社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めます。

(1) 障がい者の社会参加の推進

障がい者団体と連携を図りながら意見交換の機会を拡大し、障がい者の社会参加の推進に努めます。

- ・地域活動支援センターの活用
- ・障がい者団体への活動支援
- ・移動支援の充実
- ・盲導犬取得の支援
- ・西いぶり地域生活支援センターの活用
- ・コミュニケーション支援事業の充実
- ・奉仕員、スポーツ指導員等の養成
- ・自動車運転免許取得、改造費の助成

(2) 交流事業の促進

障がい者及びその家族が様々な情報や意見交換の機会を持つとともに、自主的な交流事業が行われるよう障がい者団体を支援します。

- ・各種福祉大会の開催支援

2 スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う機会の拡充に努めます。

(1) 障がい者スポーツ大会開催の支援

障がい者スポーツ大会の開催を支援するとともに、各種大会に選手を派遣するなど、障がい者スポーツの普及と振興に努めます。

(2) 指導員の養成

障がい者が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、指導員の養成を図ります。

第7章 生活環境の整備

1 障がい者等にやさしいまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「北海道福祉のまちづくり条例」、「登別市都市計画マスタープラン」に即した施策を展開し、障がい者や高齢者等全ての市民に配慮した公共施設の整備・改善に努めるとともに、障がい者等が外出しやすい環境整備に努めます。

(1) 公共施設の整備・充実

・新規施設の整備

新規に整備する施設については、バリアフリー法や北海道のまちづくり条例に即した整備を行うとともに、障がい者等の意見等を聴きながら、障がい者等にやさしい施設整備に努めます。

・既存施設の改修

既存施設の改修にあたっては、改修時期にあわせ、障がい者等の意見を聴きながらバリアフリー改修に努めます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

障がい者や高齢者等全ての市民に配慮した福祉のまちづくり推進のため、「登別市福祉のまちづくり条例」を制定します。

2 住宅・生活環境の整備

障がい者の自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めるとともに、住宅リフォーム等に対しての各種相談や支援に努めます。

(1) 障がい者等に配慮した公営住宅の建設・改善

公営住宅の建設及び改善にあたっては、障がい者等に配慮した整備に努めます。

(2) 住宅リフォームヘルパーの利用啓発

障がい者等の住宅改造等の相談について、リフォームヘルパー利用の啓発に努めます。

(3) 障がい者等住宅改造資金貸付（生活福祉資金等）

障がい者等住宅改造資金貸付制度など、各種融資制度の周知に努めます。

3 道路・公園施設の整備

道路・公園等について、障がい者等の利用に配慮した施設整備に努めます。

(1) 点字・誘導ブロックの設置

道路整備にあたっては、点字・誘導ブロックの必要な箇所について設置に努めます。

(2) 道路の段差等の解消

道路整備にあたっては、引き続き段差の解消に努めます。

(3) 公園の障がい者用施設の整備

公園の整備にあたっては、トイレのバリアフリー化等、障がい者が利用しやすい施設整備に努めます。

4 移動・交通安全対策の充実

障がい者が安全かつ身体的な負担の少ない方法で、自由に行動できるよう、移動性に配慮した環境整備に努めます。

(1) 移動支援事業の充実

障がい者が地域社会へ、積極的に参加していくための移動支援事業の充実に努めます。

また、精神障がい者の公共交通機関等における割引制度の適用について、国等に対し、引き続き働きかけを行います。

(2) 盲導犬取得への助成

盲導犬取得に関する事業の周知と、盲導犬を取得するための費用について助成を行います。

(3) 低床式バス導入の促進

障がい者等が乗りやすい低床式バスの導入を民間バス会社に要請します。

(4) 福祉タクシー利用助成

重度障がい者のタクシー利用に対し、費用の一部を助成します。

(5) 歩道の除雪体制の強化

歩道除雪については、歩行者が歩きやすい路面状況の確保に努めるほか、坂道等については、凍結防止剤の散布や特殊舗装化に努めます。

(6) 交通安全施設の整備

音響式信号機、弱者感応式信号機の増設などを関係機関に要望します。

(7) 道路不法占拠物の除去

関係機関と連携し、歩道上の自転車、看板等の不法占拠物の除去に努めます。

5 防災・安全対策の充実

災害に備えた防災体制の確立を図るとともに、防災知識の普及など市民意識の高揚に努め、防災対策の強化に努めます。

(1) 避難路・避難所の整備

全ての市民に避難所の周知を図るとともに、障がい者等の安全確保に努めます。

(2) 災害時の救援体制の充実

災害時に家族などからの支援を受けることが困難で、何らかの支援を必要とする障がい者や高齢者等（災害時要援護者）に対して、町内会や自主防災組織、民生委員児童委員等（地域支援者）と市、防災関係機関が連携し支援する登別市災害時要援護者避難支援プランの拡充を図ります。

(3) 緊急通報システムの周知

緊急通信体制の一層の充実を図るため、緊急通報システムの周知に努めます。

第8章 情報提供の充実

1 情報提供の充実

障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすくわかりやすい情報提供を行うとともに、情報提供の拡大と内容の充実に努めます。

(1) 「広報のぼりべつ」による情報提供

障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報を「広報のぼりべつ」に掲載し周知に努めます。

(2) 「福祉のしおり」の内容の充実と利用促進

障がい者等の各種福祉情報を掲載する「福祉のしおり」の充実に努めるとともに、相談窓口等における利用促進に努めます。

(3) 障がいの特性に配慮した情報提供や機器の普及

視覚障がい者用の点字や朗読による「広報のぼりべつ」などを発行し、障がいの特性に配慮した情報の提供に努めます。

また、視覚障がい者用パソコンソフトや読み取り機器、聴覚障がい者用の通信装置（ファックス）の機器等の普及に努めます。

- ・ 情報誌（紙）の点訳、音訳、ホームページ版による提供
- ・ 障がい者日常生活用具の給付等

資 料

1 障がい福祉サービスの種類・内容

障害者自立支援法での給付体系は、利用者への個別給付である「自立支援給付（本計画においては「障がい福祉サービス」という。）」と、地域での生活を支援するための「地域生活支援事業」に分けられています。

この計画では、障がい福祉サービス（自立支援給付）を訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスに分け、サービス種類ごとに必要見込量と確保のための方策を定めています。

（1）訪問系サービス

サービス種類	実 施 内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うサービスです。
行動援護	行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動が困難な方の外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数の障がい福祉サービスを包括的に行うサービスです。

(2) 日中活動系サービス

サービス種類	実施内容
生活介護	主に日中の障がい者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労移行支援	一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方に対し、雇用契約によらない労働機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行うサービスです。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の世話を行うサービスです。
短期入所 (ショートステイ)	短期間、夜間も含め、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。

(3) 居住系サービス

サービス種類	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他の日常生活上の援助を行うサービスです。
共同生活介護 (ケアホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として食事、入浴、排せつの介護を行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日。入浴、排せつ、食事の介護を行うサービスです。

2 サービスの利用状況

(1) 相談支援体制

事業名	単 位	H21 計画	H21 実績	H22 計画	H22 実績	H23 目標値
相談支援 事業	箇所	1	1	1	1	2
	延件/月	198	230	220	335	242
地域自立 支援協議会	設置数	1	1	1	1	1
	開催回数	5	2	5	2	5
子ども発達 支援センター	箇所	1	1	1	1	1
	延件/月	30	86	40	78	50

(2) 訪問系サービス

事業名	単 位	H21 計画	H21 実績	H22 計画	H22 実績	H23 目標値
居宅介護	時間/月	540	523	557	544	574
	事業者数	4	4	4	5	4
重度 訪問介護	時間/月	190	142	190	158	190
	事業者数	3	4	3	5	4
行動援護	時間/月	11	0	12	0	14
	事業者数	1	1	1	1	1
重度障害者 等包括支援	時間/月	11	0	12	0	14
	事業者数	—	0	—	0	1

※ H22年度末における実利用人員数は、居宅介護47人・重度訪問介護1人

※ 事業所数は、市内指定事業者数です。

(3) 日中活動系サービス

事業名	単位	H21 計画	H21 実績	H22 計画	H22 実績	H23 目標値
日中活動系サービス全体の 見込量	実人/月	192	176	215	162	256
	延人/月	4,224	2,467	4,730	2,848	5,632
生活介護	実人/月	76	39	83	45	97
	延人/月	1,672	678	1,826	821	2,134
	事業所数	7	7	8	12	9
自立訓練 (機能訓練)	実人/月	9	10	10	9	11
	延人/月	198	148	220	137	242
	事業所数	1	1	1	1	2
自立訓練 (生活訓練)	実人/月	24	11	27	6	31
	延人/月	528	59	594	60	682
	事業所数	1	1	2	1	5
就労移行支援	実人/月	19	15	20	9	24
	延人/月	418	149	440	164	528
	事業所数	4	3	4	4	5
就労継続支援 (A型：雇车型)	実人/月	7	21	9	18	13
	延人/月	154	406	198	349	286
	事業所数	1	2	2	2	4
就労継続支援 (B型：福祉型)	実人/月	57	80	66	75	80
	延人/月	1,254	1,027	1,452	1,317	1,760
	事業所数	13	9	14	12	15
療養介護	実人/月	—	—	—	—	—
	事業所数	—	—	—	—	—
児童デイサービス	実人/月	23	66	25	77	27
	延人/月	506	227	550	231	594
	事業所数	4	4	4	4	4
短期入所	実人/月	4	2	5	3	5
	延人/月	88	11	110	16	110
	事業所数	10	11	10	11	10

※ 事業所数は近隣市町（室蘭市・伊達市・白老町・登別市）に所在する事業所数を掲載しています。

(4) 居住系サービス

事業名	単位	H21 計画	H21 実績	H22 計画	H22 実績	H23 目標値
共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)	人/月	120	65	140	64	150
	市内の人/月	63	15	87	17	97
	市内の箇所	9	7	10	7	11
新体系施設入所支援	人/月	93	23	112	28	124
旧体系施設入所支援	人/月	50	88	23	73	0

(5) 地域生活支援事業

事業名	単位	H21 計画	H21 実績	H22 計画	H22 実績	H23 目標値
住宅入居等支援事業	実人数	2	0	3	3	4
	事業所数	1	1	1	1	2
コミュニケーション支援事業	実人数	5	2	5	3	6
	事業所数	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	件/年	1,380	1,151	1,407	1,220	1,433
介護・訓練支援用具	件/年	4	0	5	1	5
自宅生活支援用具	件/年	30	22	30	17	30
在宅療養等支援用具	件/年	6	5	6	8	6
情報・意思疎通支援用具	件/年	12	9	12	12	12
排せつ管理支援用具	件/年	1,320	1,114	1,344	1,178	1,368
居宅生活動作補助用具	件/年	8	1	10	4	12
移動支援事業	実人数	30	32	33	42	35
	延時間/年	1,098	843	1,200	826	1,320
	箇所	4	4	4	4	4
地域活動支援センター						
基礎的事業	箇所	3	3	3	1	3
	実人数	72	64	74	62	78
機能強化事業	箇所	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	実人数	15	21	20	31	40
	事業所数	1	3	2	2	2
訪問入浴サービス事業	実人数	1	1	1	2	2
	事業所数	1	1	1	1	1
自動車運転免許・改造助成事業	件/年	4	2	5	1	6

※ 事業所数は実際に利用されている事業所数を掲載しています。